平成２９年（フ）第２１３号
福岡市博多区下呉服町７番31―203号
債務者　田中　秀光
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２５２号
福岡県大野城市月の浦４丁目14番20号
債務者　田中　昭治
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２５８号
福岡市東区和白５丁目１番18―103号
債務者　東條　綾子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３４号
仙台市青葉区大町２丁目11番12―201号
債務者　工藤こず恵
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４９号
仙台市宮城野区福室６丁目２番17号　フラワーパーク花長２番館―205
債務者　庄司　明宏
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６６号
仙台市太白区砂押町14番２号　サニーライフ砂押108
債務者　中井万里花
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２３号
茨城県水戸市千波町1994番地の17　コーポラス千波101号、前住所茨城県那珂市平野1800番地161
債務者　川又　高志
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１７号
茨城県猿島郡境町2185番地11　プリティ・ヴィラ102
債務者　吉田　和也
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２７号
茨城県筑西市蓮沼1591番地79
債務者　石川　俊男
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第３２号
茨城県筑西市海老ヶ島2066番地１
債務者　黒川　弘美（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第３６号
茨城県筑西市門井1863番地12　海老沢ハイツＢ101、前住所茨城県筑西市久地楽172番地２
債務者　山形ひろみ（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第３７号
茨城県坂東市法師戸70番地
債務者　松田めぐみ
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第３９号
茨城県古河市中田新田34番地７　県営２―５―１、前住所茨城県古河市東山田1897番地26
債務者　本澤　康治
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第４５号
茨城県古河市上辺見176番地12
債務者　佐藤　聖拓
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第２０１号
長野市三輪９丁目３番９―７号　ドムス本郷101
債務者　川越恵美子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６号
長野市大字大豆島5736番地　コンフォート轟Ｂ棟101号
債務者　平田　純代
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係